



VOL.008

BUSINESS SUCCESSION & FINANCE

NEWS LETTER

社長が突然倒れたら会社は止まる



成年後見制度の落とし穴と、 柔軟な承継を実現する「家族信託」の活用

お盆休み。親族が集まるこの時期に、少し重いですが「認知症リスク」の話をさせてください。「死んだ後」のことは遺言でなんとかできます。しかし、「生きてはいるが、意思判断能力がない」状態になった時、会社は最大の危機を迎えます。

POINT1

「成年後見制度」では会社経営はできない

社長が認知症になり、判断能力を喪失すると、契約行為や銀行取引ができなくなります。そこで「成年後見人」をつけることになりますが、後見人の仕事は「本人の財産を守ること」です。

「リスクを取って設備投資する」「銀行から融資を受ける」「自社株を息子に贈与する」。これらは財産を減らす（リスクに晒す）行為なので、後見人は原則として認めません。

つまり、社長の株は凍結され、議決権が行使できず、会社は塩漬け状態になります。



POINT2

議決権を守る「家族信託（民事信託）」

このリスクを回避する切り札が「家族信託」です。元気なうちに、自社株の「管理・運用する権利（議決権など）」だけを後継者（受託者）に移転し、「利益を受ける権利（配当など）」は社長（受益者）がそのまま持つ、という契約を結びます。これにより、贈与税をかけずに、実質的な経営権（議決権）だけを後継者にバトンタッチできます。もしその後、社長が認知症になっても、株主総会での議決権行使は後継者が行えるため、経営は滞りません。



POINT3

「種類株式」という選択肢

「拒否権付株式（黄金株）」や「議決権制限株式」など、特殊な効力を持たせた株式を発行する方法もあります。「株は渡すが、重要な決定には親父のハンコが必要」といった設計が可能です。オーダーメイドの事業承継対策です。

WORK

今月のアクション

- ① 「もし明日、自分が意思表示できなくなったら、誰が会社のハンコを押すのか」につき、シミュレーションしておく。
- ② 家族信託の仕組みについて、解説資料（当事務所にあります）を取り寄せる
- ③ 帰省した子供たちと、会社の将来について雑談レベルで話してみる



後悔しない相続・事業承継の専門家
認定経営革新等支援機関
「税理士澤田悟史事務所」

代表税理士

澤田 悟史

29歳で税理士試験に合格し、国内・国際系の会計事務所勤務を経て34歳で独立。池袋に個人事務所を構え、勤務時代に得た様々なジャンルの税務経験を基に財務・税務の両面から依頼者の方々をサポートしている。

相続・事業承継も得意分野として、相続・事業承継に関する相談会等を多数開催しながら、地主、資産家や経営者の方に向けて相続税試算や対策案の検討など、後悔しない相続・事業承継のための生前における現状把握及び対策の必要性を発信し続けている。